

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課		
事業名		緊急時における移動支援事業		担当者電話番号	身体障害者支援係 078-362-3192		
事業目的		保護者等が病気等で付き添いができない緊急時にガイドヘルパーを派遣し、障害者(児)の通所、通学等のための移動を支援					
事業内容		対象者：市町移動支援事業の支給決定障害者(児)(政令市・中核市を除く) 対象市町：移動支援事業の1か月の利用実績平均時間が前年度実績を上回る市町 利用上限：月2時間以内 利用者負担：1割負担 負担割合：県1/4市町3/4(利用者負担を除く)			事業開始年度	平成22年度	
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額	
	事業費	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(11,805千円) 11,805千円	
	人件費	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	820千円	従事人員 0.1人
	総コスト(+)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	12,625千円	従事人員 0.1人
事業の目標		保護者等の付き添いができない緊急時に、障害者(児)の通勤、通学等のための移動を支援			[目標設定理由] 緊急時における障害者(児)の通勤、通学等のための移動を支援し、障害者(児)の自立と社会参加を促進		
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標	20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)
			目標値 年度				H20 H21 H22
		実施市町数	37市町 22年度	0 (0千円)	0 (0千円)	37市町 (341千円)	- - 100.0%
評価結果	必要性	・障害者(児)の通所、通学を支援し、自立と社会参加の促進を図るためには、保護者等の付き添いができない緊急時の移動を支援する必要がある。					
	有効性	・保護者等の付き添いができない緊急時に、通所、通学等に係る移動を支援することは、障害者(児)の就労・就学を支援するうえで、有効である。					
	効率性	・市町地域生活支援事業における移動支援事業の単価をもとに補助単価を設定しており、コストは適正な水準となっている。					
	民間・市町との役割分担	負担割合は、県：1/4、市町：3/4としており、役割分担が図られている。					
	受益と負担の適正化	・市町地域生活支援事業における移動支援事業と同様、利用者が事業費の1割を負担することとしており、受益と負担の適正化が図られている。					
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
説明	市町地域生活支援事業として実施されている移動支援事業においては、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び通年かつ長期にわたる外出について、市町の実施要綱において事業の対象外とされている。 このため、保護者等が病気等で付き添いができない場合に、通所、通学等のための移動を支援するための事業を新規実施する。						